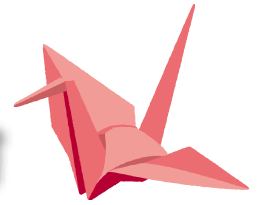


戦没者等のご遺族の皆さんへ



第11回 特別弔慰金を支給

戦後75周年の節目にあたり、今日のがが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に対し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

対象／令和2年4月1日現在「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給されます。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等の死亡当時生計関係を有している等の要件により順番が入れ替わります）
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方

支給内容／額面25万円の5年償還の記名国債

請求期限／令和5年3月31日(金)

その他／請求に関する説明会は感染症拡大防止のため中止となりました

申込み・問い合わせ／

福祉課社会福祉担当（内線2609・2674）

吹上支所福祉グループ（☎548-1213）

川里支所福祉グループ（☎569-1111）



市民活動を応援します！

令和3年度 市民活動支援基金助成団体を募集

個人や事業者からの寄附金を基金として積立て、地域の課題解決や市民の利益増進のため、市内を中心に活動する市民活動団体に活動資金を支援します。

問い合わせ／自治振興課市民協働推進担当（内線3111）

受付期限／12月25日(金)

※事前に電話予約が必要

助成対象（次のすべてを満たすこと）

- 令和3年4月中旬～令和4年3月末に実施・完了できる事業
- 市民活動を展開及び拡大するための事業
- 同一事業に対して、国・地方自治体・社会福祉協議会などから助成金、その他財政的な支援を受けていない

助成額／予算の範囲内で上限15万円

応募できる団体（次のすべてを満たすこと）

- 不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に自発的・継続的に社会貢献活動を行う
- 営利を目的としない
- NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体
- 主たる事務所が市内にある
- NPO法で定められた20分野の活動を行っている
- 構成員5人以上のグループで、2人以上の市民を含む
- 政治活動又は宗教活動を目的としない
- 暴力団、又はその構成員の統制下にある団体でない

審査・決定方法／市民活動推進協議会が審査し、令和3年4月中旬に決定

その他／自治振興課窓口に備えの「申請の手引き」（市ホームページにもあります）をご覧ください

